



令和7年5月21日

午前9時

特定非営利活動法人設立認証書を交付します

1 認証する特定非営利活動法人の名称など

- (1) 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 一関市国際交流協会
- (2) 代表者
高橋 政智（たかはし まさともし）
- (3) 主たる事務所の所在地
一関市大町4番29号なのはなプラザ4階
- (4) 目的

この法人は、一関市の歴史、文化、その他特性を活かしながら、幅広い分野において、市民を主体とする多様な国際交流・国際協力・多文化共生事業を展開することにより、市民の国際化意識の醸成と国際理解を深めるとともに、多文化共生社会の形成に寄与すること。

2 法人設立認証書交付式

- (1) 日時 5月22日（木）午前11時30分～11時45分
- (2) 場所 一関市役所 3階 市長応接室
- (3) 認証書交付 市長から高橋会長に交付する予定

3 その他

- (1) 市内の特定非営利活動法人数は、30団体（今回認証した団体含む）
- (2) 本年度初めての設立認証書の交付

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
まちづくり推進部まちづくり推進課
課長補佐兼まちづくり企画係長 山崎
電話：(0191)21-8671（ダイヤル）
FAX：(0191)23-4850
メールアドレス：machi@city.ichinoseki.iwate.jp

特定非営利活動法人の設立の認証申請団体概要

項目	内容
1 名称	特定非営利活動法人 一関市国際交流協会
2 主たる事務所の所在地	岩手県一関市大町4番29号なのはなプラザ4階
3 その他の事務所の所在地	
4 代表者	高橋 政智
5 目的	この法人は、一関市の歴史、文化、その他特性を活かしながら、幅広い分野において、市民を主体とする多様な国際交流・国際協力・多文化共生事業を展開することにより、市民の国際化意識の醸成と国際理解を深めるとともに、多文化共生社会の形成に寄与することを目的とする。
6 活動の種類	(1) まちづくりの推進を図る活動 (2) 国際協力の活動
7 事業の種類	特定非営利活動に係る事業 (1) 国際理解・多文化共生社会を促進するための事業 (2) 住外国人の生活を支援するための事業 (3) 国際交流・多文化共生に係る一関市からの受託事業
8 申請理由	一関市国際交流協会は、令和2年2月に協会を発足し、一関市の歴史、文化、その他特性を活かしながら幅広い分野において、市民を主体とする多様な国際交流・国際協力・多文化共生事業を展開することにより、市民の国際化意識の醸成と国際理解を深めるとともに、多文化共生社会の形成に寄与することを目的として活動してきた。 その後、多様化する国際情勢に対応すべき事業の展開が必要であり、外国人相談窓口機能や多文化共生社会の形成が求められてきたことから、組織の強化が急務と判断し、改善の取組を行ってきた。 今後、外国人相談窓口業務の拡大と協会組織の法人化により、外国人とともに暮らし、理解や尊重し合える基盤の確立と環境づくり、そして市民と一体とした地域づくりに慢心すべき事業の展開や、海外派遣交流事業を進めなければならない。 以上のことから、市民の国際化の醸成と国際理解を深め、多文化共生社会に資する取組を推進するため特定非営利活動法人を設立するもの。
9 組織体制	1 役員 理事 11人 監事 2人 2 社員 15人
10 財政規模	設立当初の事業年度（令和7年度） 1 特定非営利活動にかかる事業 17,290千円 2 その他の事業 なし 翌事業年度（令和8年度） 1 特定非営利活動にかかる事業 17,290千円 2 その他の事業 なし
11 参考事項	○事業内容 (1) 国際理解・多文化共生社会を促進するための事業 (2) 住外国人の生活を支援するための事業 (3) 国際交流・多文化共生に係る一関市からの受託事業